

官報

号外

平成三十年四月二十四日

○第九十六回国 衆議院会議録 第二十一号

平成三十年四月二十四日(火曜日)

平成三十年四月二十四日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨
説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(大島理森君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

逢沢一郎君及び小泉龍司君から、四月二十六日から五月四日まで九日間、請暇の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、民法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。法務大臣上川陽子君。

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣(上川陽子君) 民法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、公職選挙法の定める選挙権年齢が満二十年以上から満十八年以上に改められたことなどの社会経済情勢の変化に鑑み、民法が定め

る成年となる年齢の引下げ等を行うものであります。その要点は、次のとおりであります。

第一に、現在二十歳とされている成年となる年齢を十八歳に引き下げることにしております。

第二に、現在男性が十八歳、女性が十六歳とされている婚姻開始年齢について、男女とも十八歳にそろえることにしております。

第三に、民法が定める成年となる年齢の十八歳への引下げに伴い、関係法律について所要の整備をすることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。大塚拓君。

〔大塚拓君登壇〕

○大塚拓君 自由民主党の大塚拓です。

ただいま議題となりました民法の一部を改正する法律案について、自由民主党を代表して質問をいたします。(拍手)

我が国では、明治九年の太政官布告以降、約百四十年の長きにわたって、二十歳を成年年齢としてきました。戦後、公職選挙法の選挙権年齢が二十歳と定められたことも相まって、我が国の社会において、二十歳が大人と子供とを区別する年齢として深く定着を遂げまいりました。

こうした中、平成十九年に制定された日本国憲法の改正手続に関する法律においては、憲法改正国民投票の投票権年齢が十八歳と定められるとともに、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢

についても検討を加えることとされました。これは、投票権年齢が二十歳とされていた当初の与党案に対し、投票権年齢を十八歳とした上で、公職選挙法及び民法についても検討を加える旨の民主党案が提出され、与党案が修正されたことによるものです。

これを受け、平成二十年に法制審議会に対して民法について諮問がされ、翌年、成年年齢を十八歳に引き下げるのが適当であるとの答申がされました。

また、平成二十七年には与野党六会派等提出の改正案が成立、公職選挙法の選挙権年齢も十八歳に改められ、平成二十八年の参議院議員通常選挙及び平成二十九年の衆議院議員総選挙では、十八歳、十九歳の若者が実際に選挙権を行使しました。

世界的な潮流を見ても、平成二十年時点の調査結果によれば、調査ができた百八十七の国・地域のうち、百四十一の国・地域において成年年齢が十八歳以下とされています。また、現在、G7諸国のうち、日本を除く全ての国で成年年齢は十八歳となっております。

このような状況の中で、今回、民法の成年年齢を十八歳に引き下げる本法律案が国会に提出されました。成立した場合には、我が国において大人とされる年齢は、社会的にも国民意識においても二十歳から十八歳に移り変わっていくことが予想されます。

そこで、まず、本法律案で民法の成年年齢を二十歳から十八歳に引き下げることにした理由と、その引下げが我が国の社会にとつてどのような意義を持つのか、法務大臣に伺います。

また、今回の改正では少年法が改正の対象に含まれておりません。その理由についてあわせてお答えください。

次に、民法の成年年齢の引下げによる影響に目を向けますと、十八歳、十九歳の若者が大人としての責任を分担するとともに、大人としての権利、自由を付与され、みずからの判断で契約を締結することができるようになります。これは、若者の自己決定権、社会参画の拡大という大きなメリットをもたらす一方、消費者被害の拡大につながるのではないかと懸念も指摘されておりま

す。本法律案が成立した場合には、十八歳、十九歳の若者が行った契約は、未成年者であることを理由に取り消すことができなくなります。そのため、若者が不当な契約を結ばされ、被害を受けることのないよう、十分な施策を実施する必要があります。また、自立に困難を抱える若者が親権に服さなくなることで、これまでどのような施策が実施されてきたのでしょうか。法務大臣に伺います。

最後に、結婚をすることができるようになる年齢、いわゆる婚姻開始年齢についてお尋ねします。

我が国においては、明治時代の民法制定当時、婚姻開始年齢は、男性十七歳、女性十五歳と定められました。昭和二十二年、婚姻開始年齢は、男性十八歳、女性十六歳と改められましたが、男女間の二歳の差は今日に至るまで維持されてきました。本法律案においては、この差をなくし、男女ともに十八歳にそろえることとされています。

そこで、本法律案が婚姻開始年齢について男女ともに十八歳にそろえることとしたのはどのような理由に基づくのか、法務大臣に伺います。

我が国は今、多くの課題に直面しています。未来を切り開いていくため、若者たちが社会の中でより積極的な役割を果たしていくことが期待されます。本法律案の成立がそのきっかけとなることを切に願い、私の質問を終わります。

（拍手）

（国務大臣上川陽子君登壇）

○国務大臣（上川陽子君） 大塚拓議員にお答え申し上げます。

まず、民法の成年年齢を十八歳に引き下げる理由とその意義、また、少年法が今回の改正の対象に含まれていない理由についてお尋ねがありました。

若年者の積極的な社会参加を促すという観点から、十八歳、十九歳の者に国民投票法の投票権及び公職選挙法の選挙権が既に与えられています。このような国政上の判断がされ、それが我が国の社会に定着してきたことを踏まえると、法制度としての一貫性や簡明性といった観点からは、市民生活の基本法である民法においても、十八歳、十九歳の者を経済取引の面で一人前の大人として扱うことが適当であると考えられます。

また、御指摘があったように、世界的にも成年年齢を十八歳と定めるのが一般的となっております。さらに、学習指導要領の改訂により、高等学校までの教育課程において、消費者教育、法教育及び金融経済教育の取扱いの充実が図られています。

本法律案は、以上のような事情を考慮した上で、民法が定める成年年齢を二十歳から十八歳に引き下げることにしたものです。

このように、成年年齢を引き下げ、十八歳、十九歳の若年者の社会参加の時期を早め、社会のさまざまな分野において積極的な役割を果たしても

らうことは、少子高齢化が急速に進む我が国の社会に大きな活力をもたらすものであり、大きな意義を有するものであると考えております。

平成二十七年に成立した公職選挙法等の一部を改正する法律の附則において検討を加えるものとされている少年法に関しては、法制審議会において、少年の上限年齢のあり方及び若年者を含む犯罪者に対する刑事政策的措置のあり方について調査審議中であり、結論を得ていないことから、本法律案による改正の対象とはしていません。

次に、成年年齢の引下げに向けた環境整備のため、これまで実施された施策についてお尋ねがありました。

消費者被害の拡大防止のための施策としては、これまで、平成二十年及び二十一年の学習指導要領の改訂により、消費者教育、法教育、金融経済教育の充実が図られています。また、消費生活相談窓口の拡充、周知等の施策も実施されてきました。

このほか、今国会には、若年者を中心に発生する被害事例を念頭に置いた取消し権を追加すること等を内容とする消費者契約法の一部を改正する法律案が提出されたところです。

次に、若年者の自立を促すための施策として、例えば、インターンシップの促進等のキャリア教育の推進、各種の就労支援の実施といったキャリア形成支援が実施されてきました。また、困難を有する子供、若者への支援の推進のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置といった施策を実施してきました。

このように、これまでも、消費者被害の拡大を防止し、若年者の自立を支援するためにさまざまな施策を実施してきたところではありますが、これらの施策については、今後も引き続き、関係府省庁と連携しつつ、その充実強化を図ることが重

要であると考えております。

最後に、婚姻開始年齢を男女ともに十八歳にそろえることとした理由についてお尋ねがありました。

民法が婚姻開始年齢を定めている趣旨は、未熟な段階での若年者の婚姻を禁止することにより、若年者を保護することにあります。

社会経済の高度化、複雑化が進展した今日では、夫婦として共同生活を営むに当たって必要とされる社会的、経済的な成熟度も高度化しておりますが、社会的、経済的な成熟度といった観点からは男女間に差異はないと考えられます。

このような理由から、本法律案では、男性及び女性の婚姻開始年齢をともに十八歳にすることとしたものです。（拍手）

○議長（大島理森君） 國重徹君。

（國重徹君登壇）

○國重徹君 公明党の國重徹です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました民法の一部を改正する法律案について質問をいたします。（拍手）

未来は現在にあります。今、私たちがいかなる方向へ一歩を踏み出すか、その選択が未来をつくります。

どのような国、団体、組織であれ、次世代の成長なくして発展はありません。とりわけ、少子高齢化が急速に進む我が国では、未来を担う若者が、政治、経済、文化といったさまざまな分野にかかわり、その中心となって活躍していくことが期待されます。だからこそ、若者が安心して活躍できる社会の土台、みずからの責任を自覚し、自立できるような環境を整えていくことが必要です。

平成十九年、憲法改正国民投票法の制定の際

に、選挙権年齢や成年年齢も二十歳から十八歳に引き下げるのが望ましいという政策の大きな方向性が示されました。その後、選挙権年齢は十八歳に引き下がっています。

G7等の主要国を含め、十八歳成人は今や世界の主流です。世界の趨勢、我が国の将来を見据え、民法の成年年齢を十八歳に引き下げることは、後に述べる環境整備を前提に、適当であると考えます。

成年年齢の引下げは、法的には、親の同意なく一人で契約をすることのできる契約年齢と親権の対象となる年齢を十八歳に引き下げることを意味します。また、一般国民の意識の上でも、十八歳をもって大人として扱うことが見込まれます。

そこで、上川法務大臣に伺います。

成年年齢を引き下げる積極的意義は何なのか。約百四十年ぶりの歴史的な法改正を機に、いかなる社会を目指し、若者が活躍できる社会をどのように築いていくのか、明快な答弁を求めます。

次に、消費者被害の防止に関して伺います。

成年年齢が引き下がり、契約年齢が引き下がるということは、消費者被害から未成年者を守る最大の防波堤である未成年者取消し権を十八歳、十九歳の者が失うということもあり、それらの者が悪徳商法のターゲットとされる危険性が高まるということでもあります。現に、全国の消費生活センター等に寄せられる相談件数は、二十歳を境に急増しております。

本改正により、若年者の消費者トラブルが拡大するようないことがあってはなりません。それを防ぐ鍵は、事前予防としての消費者教育と事後対応としての若年者救済制度の充実です。

この点、政府は、社会経験が乏しい若年者などを対象として、契約取消しの範囲を拡大する消費者契約法改正案を今国会に提出しました。もっとも、

も、これでカバーできる範囲は限られており、義務教育段階からの実効性ある消費者教育の推進が喫緊の課題です。

そこで、今回の法改正をチャンスと捉え、教員向け研修の強化にとどまらず、生徒、学生にとつて実践的でわかりやすい教材の提供や、外部講師の活用を含めた消費者教育の取組を強力に進めていくことが必要と考えます。林文部科学大臣の見解を伺います。

若年者の自立を支える仕組みについて伺います。少子化が進む一方で、二子トや引きこもり、不登校など、困難を抱えた子供、若者は依然多くいます。

自立とは、依存先がなくなることではない、自立とは、依存先をふやすことだ。これは、脳性麻痺の障害を持つ小児科医の熊谷晋一郎さんの言葉です。

自立に困難を抱える十八歳、十九歳の者に適切な支援の手を差し伸べることなく、成年年齢を引き下げ、親権の対象となる年齢を引き下げると、これらの若年者がますます困窮するおそれがあります。

この点、政府は、平成二十八年二月に子供・若者育成支援推進大綱を決定し、若年者の自立を促す施策を講じていますが、その効果の浸透はこれからです。

そこで、その検証や、親権の対象年齢の引下げによつて新たに生じる懸念も踏まえ、若年者の自立を支える取組をより一層進めるべきと考えます。加藤厚生労働大臣、林文部科学大臣の見解を伺います。

成人の日が一月第二月曜日であることから、大半の自治体では一月に成人式を行っています。成年年齢の引下げに伴い、十八歳の一月に成人

式をすることになると、受験シーズンと重なります。また、同窓会的な雰囲気であったこれまでの成人式とは様相の異なるものとなり、我が国の文化も大きく変わります。

成人式は、人生の新たな門出であり、晴れの式典です。若者を困惑、落胆させるようなものにしてはなりません。その時期やあり方は、最終的には主催者である各自治体等の判断に委ねるとしても、政府として、成人式にかかわる関係者の意見を集約、発信するなど、必要な取組を進めていくべきと考えます。林文部科学大臣の見解を伺います。

次に、環境整備に向けた省庁横断的取組について伺います。

成年年齢の引下げは、積極的な意義がある反面、これまで述べたとおり、さまざまな懸念があるとも指摘されており、それらに対する施策の整備が進められています。

しかし、その施策や効果の浸透度はいまだ十分とは言えず、成年年齢の引下げが何を意味するのかについてさえ、ほとんど知られていない状況です。

本法案の施行日は平成三十四年四月一日と定められているところ、その適切な周知とともに、成年年齢の引下げに向けた環境整備が確実に進められるよう、政府一体となつて、責任を持つて取り組んでいかなければなりません。

そこで、我が党の提案、強い主張を受けて、政府は、このたび、本件に関する省庁横断的な検討会議を設置しました。では、この検討会議はどのようなものなのか。各施策の進捗状況をどのように管理するのか。各省庁がばらばらに取り組み場合と比較し、いかなる効果が期待できるのか。検討会議の議長である上川法務大臣の答弁を求めます。

最後に、関係法律への影響について伺います。若年者の年齢条項を定めた法律は二百本を超えます。本改正に伴い、その適用対象が十八歳に引き下がるものも多ありますが、例えば、飲酒や喫煙の解禁年齢は二十歳を維持しています。

これは、国法上の統一性より立法趣旨の違いを重視した結果であると理解していますが、その具体的理由は何なのか、国家公安委員長に伺います。

一方、少年法の適用対象年齢については、法制審議会が、十八歳に引き下げるべきかどうか、引き続き検討しています。

我が党は、若年者の可塑性を信頼するという少年法の立法趣旨を踏まえ、その適用対象年齢の引下げは慎重であるべきとの考えですが、少年法の保護処分は、十八歳、十九歳の者の立ち直りや再犯防止にどのように機能しているのか。その適用対象年齢を引き下げるといかなる懸念が生じるのか。十八歳、十九歳の者が少年事件の約四割を占める実態を踏まえ、上川法務大臣の答弁を求めます。

結びに、女性の婚姻開始年齢の引上げを含め、本法案は、若者や社会に大きな影響を及ぼす歴史的な法改正です。これにかかわる立法府の一員として、その重みにたえ得る審議をしていくことを強く決意し、また期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇〕
○国務大臣(上川陽子君) 國重徹議員にお答え申し上げます。

まず、成年年齢を引き下げる積極的意義や、民法改正によりいかなる社会を目指すのか等についてお尋ねがありました。少子高齢化が急速に進む我が国においては、将

来の國づくりの中心である若年者に早期に社会に参加してもらい、社会の構成員として重要な役割を果たしてもらうことが重要です。

国民投票法の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が十八歳と定められ、十八歳、十九歳の者が国政に参加することになったことに加えて、十八歳、十九歳の者について経済取引の面でいわば一人前の大人として扱うことは、若年者の積極的な社会参加につながるものであり、我が国の将来を活力あるものにするに資すると考えております。

今回の改正は、このような社会を目指すものであり、こうした社会を築くためには、若年者が安心して経済取引を行うことができ、また、社会の中で自立することができるようサポートすることが重要であると考えております。

政府としては、これまで、成年年齢の引下げに向けた各種の環境整備のための施策に取り組んできましたが、今後も引き続き、環境整備の施策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、成年年齢引下げに関する省庁横断的な検討会議についてお尋ねがありました。

民法が定める成年年齢を十八歳に引き上げる上では、消費者被害の拡大の防止などのための環境整備が必要です。

こうした環境整備に関しては、公明党の皆様からの御要望も踏まえ、今般、法務大臣を議長とする成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催しました。これは、関係府省庁相互の密接な連携協力を確保し、総合的な効果的な取組を推進することを目的とするものであり、今後も継続的に開催することとしております。

この連絡会議においては、若年者の消費者教

育、消費者保護、与信審査、若年者自立支援など、成年年齢引下げを見据え、対応が必要とされる課題をテーマとして取り上げます。これらの課題に関し、個別の施策ごとに工程表を作成した上で、その実施状況を連絡会議の構成員である関係府省庁が相互に共有し、施策の進捗状況を管理することを予定しております。

連絡会議には調整役として内閣官房も参加し、関係府省庁の連携体制を整えることにより、各省庁がそれぞれ独自に施策を実施する場合と比較して、関係府省庁が足並みをそろえて、必要な施策を効果的に実施していくことができると考えております。

最後に、少年法における保護処分機能等についてお尋ねがありました。

少年法の保護処分は、少年の健全な育成を期し、性格の矯正等を目的とするものであり、その再非行防止と立ち直りに機能を果たしているものと認識しております。

少年法の少年の上限年齢を引き下げた場合、十八歳及び十九歳の者に対して改善更生に必要な処遇や働きかけを行うことができなくなるのではないか、その結果、若年者の再犯の危険性を増加させるのではないかな等の懸念が指摘されております。

法制審議会においては、これらの点も踏まえつつ、少年の上限年齢のあり方及び若年者を含む犯罪者に対する刑事政策的措置のあり方について、現在、調査審議を行っていただいているところであります。

飲酒と喫煙の年齢制限について、国家公安委員会委員長に対するお尋ねがございました。国家公安委員会委員長事務代理としてお答え申し上げます。

未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法が

二十歳未満の者による飲酒及び喫煙を禁止している趣旨は、健康被害防止と非行防止の二点にあり、御指摘のとおり、民法の成年年齢の定め等とはその趣旨を異にしております。

近年、国内外において、飲酒や喫煙が健康に与える悪影響を防ぐための取組が強化されているところでもあり、今回の民法改正を理由として、飲酒、喫煙を禁止する年齢を引き下げることとはしなかったものであります。(拍手)

(國務大臣林芳正君登壇)

○國務大臣(林芳正君) 國重議員から三つ質問がございました。

最初に、消費者教育についてお尋ねがありました。

成年年齢の引下げに向けて、若年者への実践的な消費者教育を一層充実していくことが重要であります。

本年二月には、消費者庁等の関係省庁と連携し、二〇二〇年度までの三年間を集中強化期間とする若年者への消費者教育に関するアクションプログラムを決定したところです。

これを受けて、文部科学省では、小中高等学校等において、社会科や家庭科など関連する教科において学習指導要領の趣旨の徹底を図ること、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材の活用を促進すること、実務経験者の外部講師としての活用を推進すること、教員養成、教員研修等における消費者教育の充実を図ることなどを進めることとしております。また、大学等においても、消費生活センターとの連携の促進などを行うこととしてあります。

今後とも、関係省庁と連携し、消費者教育の充実に向けて取組を加速してまいります。

次に、若年者の自立支援のお尋ねであります。が、成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、若年者の自立支援を進めていくことは重要と認識しております。

文部科学省としては、政府全体の大綱である子供・若者育成支援推進大綱に基づき、職場体験活動、インターンシップなど、発達段階に応じて体系的なキャリア教育を推進すること、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進により教育相談体制を充実すること、家庭教育に関する学習機会の提供や保護者への相談対応等、家庭教育支援を充実すること等を進めているところです。

これらの施策の点検、評価も含め、引き続き、関係省庁とも連携し、若年者の自立支援に努める所存です。

次に、成人式の時期やあり方についてお尋ねがありました。

成人式の実施について法律による規定はなく、実施時期や対象年齢等、そのあり方については、各市町村が主体となつて検討を行い、地域の実情に応じて企画、実施していただくものと考えております。

しかしながら、成年年齢の引下げに伴い、各市町村が成人式の対象年齢の引下げを行う場合には、開催時期によっては、高校生の大学進学準備等との関連で考慮すべき事項が出てくることも考えられます。

政府においては、成年年齢引下げを見据えた環境整備につきまして、関係府省庁連絡会議を設置し、検討することとしております。このため、成人式の時期やあり方等についても、改正法案が成立した後は、この連絡会議等において自治体等の関係者との意見交換を行い、必要な情報を発信するなど、関係府省庁と連絡、協力して取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕

○国務大臣(加藤勝信君) 國重徹議員より、若年者の自立支援についてのお尋ねがありました。

厚生労働省においては、若年者の自立を支援するため、キャリア形成支援や、困難を有する子供、若者への支援等を推進しております。

具体的には、子供・若者育成支援推進大綱に沿って、ニート、フリーター等の若者の社会的、経済的自立に向けた支援、学生アルバイトの労働条件確保対策、労働法に関する教育、周知啓発、社会的養護については、児童養護施設等を退所した児童等に対する二十二歳の年度末までの必要に応じた支援などの自立支援、一人親家庭については、就業支援を基本としつつ、子供の居場所づくりなどの子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援を進めております。これらの施策については、親権の対象年齢が引き下げられても、支援の対象年齢は維持することとしております。

成年年齢引下げに伴う懸念も踏まえ、施策の効果の検証を行うにつ、これらの施策のより一層の推進を通じて、若年者の自立を支援してまいります。

以上です。(拍手)

○議長(大島理森君) 串田誠一君。

〔串田誠一君登壇〕

○串田誠一君 日本維新の会の串田誠一です。

民法の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

法律案の質疑に入る前に、一言申し上げておきたいと思ひます。

ただいま、公文書に関する問題が取り上げられており、防衛省におきましても、日報に関するところが問題となっております。私も、先日、安保委

員会で質疑をさせていただきました。

イラク派遣の日報に関しては、二〇〇四年の小泉内閣の際に、戦闘地域には派遣しないと国会で答弁されていましたが、最近発見された日報には、戦闘が行われていたとの記載がありました。しかし、最近、小泉総理御本人は、その当時、戦闘のことは一切報告を受けていないと発言されておられます。

この食い違いは、民主党政権になった時期を入れて、延べ九人の総理による内閣を経ても見過ごされてきました。そして、現在の安倍内閣において、この日報問題が露見したものであります。

この経緯からすれば、どの内閣の問題というよりも、根本的な行政文書と内閣及び国会の問題と言わざるを得ません。

今になって露見されたことは余りに遅いという感否めませんが、この機会に、徹底的にうみを出し切り、病巣を一掃すべく最大限の対策をとっていただくことを強く要望いたしまして、法案の質疑に入りたいと思ひます。

我が国の高齢化率は二七・三％と、先進諸国の中でも最も高い水準となり、出生数は二年連続で百万人を割り込んでいます。

人口減少が進む中、日本の将来を担う若者が、社会の一員であることを自覚し、責任を持つて役割を果たしていくためにも、成年年齢を引き下げることが、社会の活力につながるかと考えています。

これからを担う若い力を活用し、根本的な改革を進めるためにも、若い世代の考えを政治の場により積極的に取り入れることは、国政及び地方政治にとつて欠かせません。そのために、若い世代に政策決定に直接参画する機会を保障するべきです。

特に、今回、成年年齢の引下げで、公認会計士などの資格の取得年齢も引き下げられます。一方で、政治家になれる被選挙権の年齢が引き下げられないのは、バランスを明らかに欠いていると思ひます。

我々日本維新の会は、成年年齢の引下げに合わせ、若者の政治参加を更に拡大する必要もあると考えており、国会において、被選挙権の年齢十八歳引下げ法案を提出しています。

今回、公職選挙法及び地方自治法に関し、被選挙権年齢の引下げが行われなかった理由について、総務大臣、お答えください。

喫煙年齢、飲酒年齢など、健康保全に係る成人年齢が従来どおり二十歳以上に維持されたこと、そして、公営ギャンブルについても成人年齢が引き下げられなかった点については、高く評価をしています。

ただ、未成年者の子女のいる離婚のケースでは、親権者同士で、成年に達するまで養育費を支払うとの内容で、子女の養育費について合意書を作成しているケースがよく見られますが、こうした場合の取扱いはどう考えるのか、法務大臣、お答えください。

また、扶助料の年額に係る加算の特例を規定した恩給法十四条一号では、十八歳から二十歳未満の子にあつては重度障害の状態にある者に限るとなっていますが、改正ではこの規定が削除されています。

十八歳から二十歳未満で重度障害の状態にある者に対する従前の保護は今後どのようになるのかについて、総務大臣、お答えをお願いします。

我が党は、多様な価値観を相互に認め、一人一人が自分らしく生きる社会の実現を目指していくことを国民の皆様にお約束いたします。これを実

現するために、与えられた機会にはしっかりと国会の場に出席をして、主張させていただきま

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣上川陽子君登壇〕

○国務大臣(上川陽子君) 串田誠一議員にお答え申し上げます。

現行法のもとで作成された、成年に達するまで養育費を支払う旨の合意書の取扱いについてお尋ねがありました。

お尋ねのような合意書の取扱いについては、最終的には裁判所の判断によることとなりますが、一般論として申し上げます。その合意内容の解釈に当たっては、合意が成立した時点での父母の意思を推測することになると考えられます。

現行法のもとで合意が成立した場合の父母の意思は、その当時の成年年齢である二十歳に達するまで養育費を支払うというものであることが多いと思われま

す。子が二十歳に達するまで養育費の支払い義務が生じると解される場合が多いものと考えられます。

以上です。(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇〕

○国務大臣(野田聖子君) 串田議員にお答えいたします。

まず、被選挙権年齢の引下げについてお尋ねがありました。

被選挙権年齢については、社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されていると考えられており、諸外国の例を見ても、成年年齢と必ずしも一致していないなど、被選挙権年齢のあり方にはさまざまな考え方があると承知しています。

被選挙権年齢の取扱いについては、民主主義の土台である選挙制度の根幹にかかわる事柄であり、国民の代表である立法府において、各党各会

派で御議論いただくべきことであると考えています。

次に、扶助料の年額に係る加算の特例についてのお尋ねがありました。

恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項は、普通扶助料受給者である妻に未成年の子がある場合等に、一定額を加算する旨を定めています。ただし、十八歳以上二十歳未満の子の場合は、重度障害の状態にある者に限られています。この規定は、今回の民法改正により十八歳以上の者が成年となることに伴い不要となるため、削除することとしています。

ただし、今回の改正時に十八歳以上二十歳未満の重度障害の子を有する妻については、従前どおりに加算するよう経過措置を設けています。

(拍手)
○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

出席国務大臣

総務大臣 野田 聖子君
法務大臣 上川 陽子君
国務大臣 上川 陽子君
文部科学大臣 林 芳正君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
出席副大臣
法務副大臣 葉梨 康弘君

○議長(大島理森君) 報告

(報告書及び文書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

子どもの読書活動の推進に関する法律第八條第三項において準用する同條第二項の規定に基づく子どもの読書活動の推進に関する基本的計画の変更の報告

中小企業基本法第十一條第一項の規定に基づく「平成二十九年中小企業動向」に関する報告
中小企業基本法第十一條第二項の規定に基づく「平成三十年度中小企業施策」についての文書

小規模企業振興基本法第十二條第一項の規定に基づく「平成二十九年小規模企業動向」に関する報告
小規模企業振興基本法第十二條第二項の規定に基づく「平成三十年度小規模企業施策」についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員
辞任 足立 康史君 浦野 靖人君
補欠 浦野 靖人君 足立 康史君

辞任

補欠

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 加藤 鮎子君 木村 弥生君
補欠 木村 弥生君 加藤 鮎子君

辞任

補欠

厚生労働委員
辞任 井野 俊郎君 三浦 靖君
補欠 木村 弥生君 杉田 水脈君

辞任

補欠

木村 弥生君 三浦 靖君
杉田 水脈君

国光あやの君 神田 裕君
小泉進次郎君 中曽根康隆君
小林 鷹之君 新谷 正義君
繁本 護君 本田 太郎君
三ツ林裕巳君 津島 淳君
足立 康史君 串田 誠一君
中曽根康隆君 串田 誠一君
串田 誠一君 黄川田仁志君
黄川田仁志君 浦野 靖人君
穂坂 泰君 徳坂 泰君
神田 裕君 宮路 拓馬君
新谷 正義君 国光あやの君
杉田 水脈君 木村 弥生君
津島 淳君 三ツ林裕巳君
本田 太郎君 繁本 護君
三浦 靖君 井野 俊郎君
宮路 拓馬君 小泉進次郎君
浦野 靖人君 足立 康史君

(議案提出)

一、去る十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案付託)

主要農作物種子法案(後藤祐一君外九名提出)
一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出第三号)
国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

森林経営管理法
独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアムステルダム条約との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

主要農作物種子法案(後藤祐一君外九名提出)
(質問書提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

文部科学省が名古屋市教育局委員会に対して三月一日に送付した質問内容に関する質問主意書(櫻井周君提出)

鯨類科学調査計画の実施および調査母船の建造に関する質問主意書(城井崇君提出)

財務事務次官が空席となる安倍政権の政権運営に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「入国・在留審査要領」のマスクキングが外された文書が流出していることに関する質問主意書(初鹿明博君提出)

文部科学省が名古屋市教育局委員会に対して三月六日に送付した質問内容に関する質問主意書(櫻井周君提出)

高度プロフェッショナル制度に関する質問主意書(尾辻かな子君提出)

中国のものとは推定される無人機による防空識別圏への侵入事案に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

麻生大臣の「次官の番をみんな男にすれば解決する話なんだよ」との発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

野村不動産株式会社における過労死についての労災認定に関する情報伝達状況等に関する質問主意書(山井和則君提出)

麻生副総理兼財務大臣の「セクハラ発言報道」に関する質問主意書(尾辻かな子君提出)

一、昨二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

豚肉の差額関税制度に関する質問主意書(森山浩行君提出)

ウルグアイ・ラウンド合意における豚肉の扱いに関する質問主意書(森山浩行君提出)

イラクに派遣された陸上自衛隊の日報の管理状況に関する質問主意書(宮川伸君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員青山大人君提出日本人の海外留学の促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員尾辻かな子君提出同一労働同一賃金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の非核化の定義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の北朝鮮への抗議ルートに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出公務員が作成した「備忘録」の公文書管理法上の位置づけに関する質問に対する答弁書

平成三十年四月二十四日 衆議院会議録第二十一号 議長報告

衆議院議員階猛君提出統合型リゾートにおけるカジノの入場規制に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松平浩一君提出漫画等の海賊版サイトのブロックングに関する質問に対する答弁書
衆議院議員城井崇君提出政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトの接続遮断要請に関する質問に対する答弁書

平成三十年四月十日提出
質問 第二一〇号

日本人の海外留学の促進に関する質問主意書
提出者 青山 大人

日本人の海外留学の促進に関する質問主意書

本年は明治維新から一五〇年という記念すべき年である。

我が国は幕末以来、海外に目を向け、海外から多くを学んできた。先人たちが海外から得た知識や技術を学び、それを自分たちの歴史と伝統に融合させ、上手に日本のものとしてきた。今日の我が国の繁栄を作り上げてきたのは、明治以降、青雲の志を抱いて海外に渡った先人たちである。政治はもとより経済もグローバル化し、従来にも増して、海外との結びつきは強くなっている。また、国際社会の中で我が国の果たす役割も大きくなっている。

このような中で、我が国が持続的に発展していくためには、外国の人々との意思疎通を図りながら、仕事を進めていくことのできる人材の育成が重要な課題となっている。

しかし、近年、若者の海外留学は減少傾向にある。これは、国際的に通用する人材の育成を図るうえで憂慮すべき事態であると考えられる。以上のような状況を踏まえて、

一 近年における若者の海外留学の減少について、その要因をどのように分析しているか。留学先の国によって、何らかの特徴はあるのか。

二 若者が海外体験をする機会として、短期のホームステイがあるが、その状況はどうなっているか。

三 海外留学は、授業料をはじめ、渡航費用、滞在費など負担も大きい。海外留学を志す意欲ある若者を支援する仕組みとしてどのようなものがあるか。それは、若者の海外留学離れに歯止めをかけ、海外留学へのインセンティブを高めるものとなっているか。

四 国際観光旅客税法により創設される新たな税は、海外留学生に新たな負担を強いるものである。我が国と外国を行き来する学生、生徒は、単なる観光客とは異なる。人づくりという観点から教育には大きな配慮があつてしかるべきと考えられているか。

五 最近、学生等が海外において事件や事故に巻き込まれるケースも生じている。学生等の安全管理のためどのような対策を講じているのか。また、不幸にして被害を受けた場合の補償についてはどう考えているか。

六 今後、次代を担うグローバルな人材を育成するため、学校等とどのように連携しながら、海外留学の振興に取り組むのか。

内閣衆質一九六第二二〇号
平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

衆議院議員青山大人君提出日本人の海外留学の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員青山大人君提出日本人の海外留学の促進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「若者」や「留学」の意味するところが必ずしも明らかではないが、経済協力開発機構等が公表した統計においては、日本人の海外留学生数は平成十六年以降減少傾向にある。その主な要因としては、日本人学生等が海外留学に価値を見いだせなくなっている状況にあるとともに、日本人留学生が国内における就職活動の時期を逸する可能性があることや、留学費用等の経済的負担が大きいこと、我が国の大学による日本人学生等の海外留学に関する支援体制が不十分であること、日本人学生等に語学力についての不安があること等があると認識している。

なお、独立行政法人日本学生支援機構が実施した「協定等に基づく日本人学生留学状況調査」においては、大学等が把握している日本人学生の海外留学生数は平成二十一年度から平成二十八年度まで一貫して増加している。

また、お尋ねの「留学先の国によって、何らかの特徴」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「短期のホームステイ」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

日本人の海外留学者の経済的負担を軽減するため、国費による海外留学支援制度や民間資金を活用した官民協働海外留学支援制度、トビタ

テ「留学 JAPAN 日本代表プログラム」等の取組を行っている。

また、日本人の海外留学の動機については、個別の事情によって様々であると考えられることから、お尋ねの「海外留学へのインセンティブを高めるものとなっているか」について、一概にお答えすることは困難である。

四について
お尋ねの「人づくりという観点から教育には大きな配慮があつてしかるべき」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について
お尋ねの「学生等の安全管理のため」の対策については、文部科学省において、各大学が学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行うに当たって留意すべき事項を、平成二十九年三月三十一日に「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)として取りまとめ、大学等に周知している。

また、お尋ねの「不幸にして被害を受けた場合の補償」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ガイドラインにおいては、大学等に対し「保険には必ず加入させる必要がある」とことや「大学単位で加入している保険を利用する場合」には、研修等で補償内容等について学生に周知・確認させることが必要である」とこと等を明記している。

六について
お尋ねの「学校等とどのように連携」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、三について及び五についてで述べた取組を引き続き推進するとともに、「スーパーグローバル大学創成支援事業」等を通じた我が国

の大学による日本人学生等の海外留学に関する支援体制の強化や、企業における採用選考活動の実施に当たつての留学等への配慮等に関する経済団体等への要請等を通じて、日本人の海外留学人数の増加に取り組んでまいりたい。

平成三十年四月十日提出
質問 第二二一号

同一労働同一賃金に関する質問主意書

提出者 尾辻かな子

同一労働同一賃金に関する質問主意書

同一労働同一賃金の原則・同一価値労働同一賃金の原則

1 二〇一六年(平成二十八年)三月二十三日の厚生労働省の第一回「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」に厚労省から提出された資料三のなかに、「同一労働同一賃金に関する現行制度」のなかに、均等待遇に関する規定として「パートタイム労働法第九条、均等待遇に関する規定として「パートタイム労働法第八条」と「労働契約法第二十条」が挙げられているが、これらの規定が「同一労働同一賃金」に関するものであるという認識は厚労省だけでなく、政府の認識でもあるのか。

2 二〇一七年(平成二十九年)九月十五日答申の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」の「第七」は、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」をパートタイム労働法の改正法として成立させるとし、短時間労働者と有期雇用労働者の双方について、従前のパートタイム労働法第九条と同様の規定とパートタイム労働法第八条及び労働契約法第二十条と同様の規定を設けるとしているが、これら新たに新設する規定について、同一労働同一賃金に関する規定であると考えているのか。

働同一賃金に関する規定であると考えているのか。

3 労働契約法第二十条に関する判決が相次いでいるが、日本郵便事件東京地裁判決(平成二十九年九月十四日労働一六四号五頁)などは、労働契約法第二十条は同一労働同一賃金に関する定めではないとしている。そのような司法判断の理由について、政府は承知しているか。司法判断においては、「業務」のほか、「業務に伴う責任の程度(業務及び業務に伴う責任の程度をあわせて「職務の内容」として

いる)」、「職務の内容及び配置の変更の範囲」、「その他の事情」を考慮する以上、業務だけで同一労働かどうかを判断するわけではないから、労働契約法第二十条は同一労働同一賃金を定めたものではないとしていることを承知しているか。

4 同一労働同一賃金は、同一の労働(業務)をしていれば、同一の賃金とすべきであるという考え方であると考えているが、政府はどのような見解なのか。

5 本来はILO(国際労働機関)の原則であり、また、日本でも一九四六年の労働基準法草案段階で一度は取り上げられた「同一価値労働同一報酬(賃金の原則)を実現すべきではないか。

同一価値労働同一報酬の原則は、業務が同一であっても異なっている、同一の価値の労働には同一の報酬が得られるという考え方であると考えているが、政府はどのように考えるか。

また、同一労働同一賃金は、同一価値労働同一報酬の原則のうち、労働(業務)が同一の場合をいうと考えているが、政府はどう考えるか。

6 労働契約法第二十条を承継する新法の条文について、司法はやはり同一労働同一賃金に関する定めではないと判断する可能性があるが、政府は、それでも、新しい法律は同一労働同一賃金を定めたものと考えているのか。

予想される司法判断を回避するためには、すなわち司法にこれは同一労働同一賃金の定めであると判断させるには、「業務」をもって、あるいは「業務及びこれに伴う責任の程度」をもって、「同一労働」かどうかを判断するという基準を明確に打ち出すべきではないかと考えるが、政府はそうには考えないのか。そのように考えないでも「同一労働同一賃金」に関する法律であると考えて根拠はないか。

二 法案要綱について

1 法案要綱には、不合理な待遇の禁止の条項と差別的取扱いの禁止の条項があるが、通常の労働者と「職務の内容」が同一で、「職務の内容及び配置の変更の範囲」が同一の「短時間・有期雇用労働者」とを差別してはならないとする差別的取扱禁止条項をもって、同一労働同一賃金の原則を具体化したものと考えているのか。

2 「職務の内容」ないし「職務の内容及び配置の変更の範囲」が異なっても、職務の価値が同一の場合がありうるものがあるが、そのような場合に「差別的取扱禁止規定」の効力が及ぶのか。及ぶかどうかが明確でないとするれば、明確に及ぶとする旨を明記する文言にすべきではないか。

3 職務(の価値)が同一か異なるかを評価するために、現行のパートタイム労働法の適用に関連し、厚労省は「職務分析・職務評価実施マニュアル」を公表しているが、短時間労働

者のほか有期雇用労働者についても差別的取扱禁止規定を定める新法のもとで、有期雇用労働者についても職務の価値を評価する上記同様のマニュアルを策定する考えはあるのか。

4 職務評価については、厚労省の前記マニュアルのほか、ILOが「同一価値労働・同一報酬のためのガイドブック」を公表しているが、パートタイム労働者のほか有期雇用労働者についても明確に差別的取扱禁止規定を設けるにあたり、ILOの基準を採用すべきと考えるが、これについて政府はどう考えるか。

5 「職務の内容」が同一の場合、同一賃金でなければならぬと、「通常の労働者」と「短時間労働者・有期雇用労働者」の職務を異なるものとする事によって（職務分離）、異なる労働条件であっても適法とする動きがあることが指摘されている。こうした場合であっても、つまり職務の内容が異なる場合であっても職務の価値を評価することによって、同一価値労働同一賃金の考え方を貫く必要があると考えるが、政府はどう考えるのか。

6 短時間労働者・有期雇用労働者を無期契約労働者（正社員）とし、職務や賃金等の労働条件はそのままであるとすると、同じ正社員であっても従前の正社員とは職務が同じであるにもかかわらず、正社員相互間で賃金等の待遇に格差が生ずるという事態が生じうるが、同一労働同一賃金の考え方は、このような正社員相互間にも適用されるべきであると考ええる。政府は、このようなケースについては、新法あるいはその他の法令でどのように対処できると考えているか。

このようなケースについても、同一価値労働同一賃金の原則を適用すべきであると考えるが、そのためには職務評価の手法を広範囲に適用していく必要があると考えるが政府はどのように取り組んでいくのか。

三 差別的取扱の禁止規定は、「職務の内容」と「職務の内容及び配置の変更の範囲」が通常の労働者（正社員）と同じである場合に適用されることになるが、「職務の内容」の同一性については前記のとおり「職務の評価」を通じて「職務の価値」を比較すべきであると考ええるが、どのような職務評価の手法を採用すべきかについて、検討する考えはあるか。

2 「職務の内容及び配置の変更の範囲」が同一かどうかについては、日本郵便事件大阪地裁判決が、「労基法二十条は、不合理性の判断における考慮要素の一つとして「職務の内容及び配置の変更の範囲」を挙げているところ、職務の内容や配置の変更があり得る労働者の労働条件については、必ずしも現在従事している職務のみに基づいて設定されているのではなく、雇用関係が長期間継続することを前提として、将来従事する可能性があるであろう様々な職務や地位の内容等を踏まえて設定されている場合が多いと考えられるから、そのような場合に、単に現在従事している職務のみに基づいて比較対象者を限定することは妥当でなく、労働者が従事し得る部署や職務等の範囲が共通する一定の職員群を比較対照しなければならない」とし、「将来従事する可能性があるであろう様々な職務や地位の内容等」をも考慮するとしている。「将来の可能性」が考慮されると、「職務の内容及び配置の変更の範囲」は異なるかと判断され、ひいてはそれ故、労働条件の相違は「差別的取扱」にあたらないとされる可能性がある。「職務の内容及び配置の変更の範囲」が同一か異なるかについて、必ずしも明確な基準がないように思うが、政府としてはこの点、どのように考えているか。

3 不合理な待遇の禁止規定では、「その他の事情」が考慮されることになっているが、労使交渉の経過や定年後の継続雇用においては賃金額が減額されるのが一般的であることなどが、考慮されるとする裁判例もある（長澤運輸事件控訴審判決）。その他の事情として考慮される事情を広げすぎると、結局不合理な待遇の禁止が禁止でなくなる可能性がある。他方、「職務の内容及び配置の変更の範囲」という明確な基準こそが重要であり、「その他の事情」とは前二者に準ずるような事情に限定されるべきであり、そうでないと結局不合理な待遇であると認められる範囲は狭くなってしまおうという批判がある。この点、政府は「その他の事情」を広く考えているのか、限定的に考えているのか。

四 差別的取扱の禁止規定に違反した場合、短時間労働者及び有期雇用労働者の労働条件は通常の労働者（正社員）のそれと同じになるという効果（補充的効力）を持たせるのか。仮に補充的効力がなく、強行の効力のみ認めるとすると、短時間労働者や有期雇用労働者が訴訟を提起しても不法行為に基づく損害賠償請求のみが認められ、同請求権の消滅時効の期間満了前に新たに訴訟をしなければならぬことになるが、差別的取扱を受けられている

五 短時間労働者や有期雇用労働者に訴訟を強い結果になるのは相当とはいえないのではないか。差別的取扱の禁止規定に違反した場合には、明文で補充的効力を付与すべきではないか。

2 不合理な待遇の禁止規定に違反した場合も、差別的取扱の禁止規定に違反した場合と同様の問題がある。これについてどのように考えるか。

1 法案要綱第五の二は、労働者派遣法を一部改正し、派遣労働者と派遣先の通常の労働者との間の不合理な相違を設けてはならないなどとしているが、短時間労働者・有期雇用労働者のような明確な差別的取扱禁止規定がない。その理由はなにか。

2 法案要綱第五の二の三は、過半数代表の労働者・労働組合との協定により、不合理な相違禁止規定等は適用しないとしているが、短時間労働者や有期雇用労働者にはこのような定めがなく、派遣労働者に限ってこのような定めを置くのはなぜか。

3 派遣労働者について、不合理な相違禁止規定に違反した場合の法的効果がどうなるのか明確にするのか。

内閣衆質一九六第二二一号
平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員尾辻かな子君提出同一労働同一賃金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員尾辻かな子君提出同一労働同一賃金に関する質問に対する答弁書

一の1、2、4及び6並びに二の1について

同一労働同一賃金については、「働き方改革実行計画（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）において、「仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲をもって働けるよう、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの」としているところである。

このため、政府としては、短時間労働者の雇管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第八条及び第九条の規定並びに労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第二十条の規定並びに現在国会に提出している働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（以下「法律案」という。）による改正後の短時間労働者及び有期雇用労働者の雇管理の改善等に関する法律（以下「短時間・有期雇用労働法」という。）第八条及び第九条の規定は、同一労働同一賃金に関する規定であると考えている。

一の3について

御指摘の東京地方裁判所平成二十九年九月十四日の判決は、「労働法二十条の判断において、職務内容は判断要素の一つにすぎないことからすると、同条は、同一労働同一賃金の考え方を採用したものではない」と判示しているものと承知している。なお、労働契約法第二十条についての政府の考え方は、一の1、2、4及び6並びに二の1についてお答えしたとおりである。

一の5について

御指摘の「ILO（国際労働機関）の原則」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。また、「一九四六年の労働基準法案段階で一度は取り上げられた『同一価値労働同一報酬（賃金）の原則』は、男女同一賃金の原則を指すものと思われ、他方、同一労働同一賃金は、一の1、2、4及び6並びに二の1についてお答えしたとおり、「いわゆる正規雇用労働者・・・と非正規雇用労働者・・・の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの」である。

二の2について

短時間・有期雇用労働法第九条の規定は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）が通常の労働者（同一の短時間・有期雇用労働者）（短時間・有期雇用労働法第二条第三項に規定する短時間・有期雇用労働者をいう。以下同じ。）であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについて、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、待遇のそれぞれについて、差別的取扱いを禁止するものである。

二の3について

お尋ねの「職務分析・職務評価実施マニュアル」については、短時間労働者及び通常の労働者の職務の内容を明確にし、当該職務の内容が異なるか否か及び異なる場合にどのように異なるかを明確にするためのものであるが、短時間・有期雇用労働法の内容を踏まえ、必要な見直しを行うこととしている。

二の4について

お尋ねの「ILOの基準」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の5について

お尋ねの「職務の価値を評価することによって、同一価値労働同一賃金の考え方を貫く」の意味するところが明らかではないが、短時間・有期雇用労働法第八条の規定においては、短時間・有期雇用労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らし適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けることを禁止している。

二の6について

同一労働同一賃金は、一の1、2、4及び6並びに二の1についてお答えしたとおり、「いわゆる正規雇用労働者・・・と非正規雇用労働者・・・の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの」であり、短時間・有期雇用労働法は、いわゆる正規雇用労働者間の待遇差を対象とするものではない。

また、御指摘の「同一価値労働同一賃金の原則」の意味するところが明らかではなく、「政府はどのように取り組んでいくのか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

三の1について

御指摘の「職務の内容の同一性については前記のとおり「職務の評価」を通じて「職務の価値」を比較すべきである」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三の2について

短時間・有期雇用労働法第九条の「職務の内容及び配置の変更の範囲の解釈については、今後、通達等により示してまいりたい。

三の3について

短時間・有期雇用労働法第八条の「その他の事情」の解釈については、同一労働同一賃金に関する法整備について（建議（平成二十九年六月十六日労働政策審議会建議。以下「建議」という。）において「その他の事情」の中から、新たに「職務の成果」「能力」「経験」を例示として明記することが適当である。また、労使交渉の経緯等が個別事案の事情に応じて含まれることを明確化するなど、「その他の事情」の範囲が逆に狭く解されることのないよう留意が必要である」とされていること等を踏まえ、今後、通達等により示してまいりたい。

四について

短時間・有期雇用労働法第八条及び第九条の規定に違反した場合の当該短時間・有期雇用労働者の待遇については、裁判所において個別具体的な事案に即して判断されること等により決まることとなる。当該判断においては、当該短時間・有期雇用労働者の職務の成果、能力又は経験その他の事情を勘案すべき場合もあり得ることから、一律に、同一の事業主に雇用される通常の労働者との待遇が認められるものと規定することは困難であると考えている。

五の1について

派遣労働者に関しては、労働政策審議会が昨年九月十五日に答申した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱（以下「要綱」という。）第五の二の2において、「派遣元事業主は、職務の内容が派遣先に雇用される通常の労働者との派遣労働者であって、

当該労働者派遣契約及び当該派遣先における慣行その他の事情からみて、当該派遣先における派遣就業が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該派遣先との雇用関係が終了するまでの全期間における当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものについては、正当な理由がなく、基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該通常の労働者の待遇に比して不利なものとしてはならないものとする」とされているところである。これは、派遣元事業主（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。）は、派遣先（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先をいう。）に雇用される通常の労働者の待遇を決定する立場にないため、「差別的取扱い」という文言を用いながら、このことによるものであるが、要綱第五の二の内容は、要綱第七の五と同様の趣旨であると考

五の二について

建議において、「一般に賃金水準は大企業であるほど高く、小規模の企業になるほど低い傾向にあるが、必ずしも派遣労働者が担う職務の難易度は、同種の業務であっても、大企業ほど高度で小規模の企業ほど容易とは必ずしも言えない。このため、派遣労働者の希望が大企業へ集中し、派遣元事業主において派遣労働者のキャリア形成を考慮した派遣先への配置を行っていくことが困難となる（中略）など、結果として、派遣労働者の段階的・体系的なキャリアアップ支援と不整合な事態を招くこともあり得る」とされ、また、「こうした状況を踏ま

え、・・・派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善か、・・・労使協定による一定水準を満たす待遇決定による待遇改善かの選択制とすることが適当である」とされており、要綱第五の二の三はこれを踏まえたものである。

平成三十年三月二十八日、中国の新華社は、北朝鮮の金正恩委員長が同月二十五日から二十八日まで訪中し、中国の習近平国家主席と会談したと報じた。金委員長は会談で非核化実現への意欲を表明し、「金日成主席と金正日総書記の遺訓に基づき朝鮮半島の非核化実現に尽力する」（金発言という。）と表明したと承知している。

五の三について
現在国会に提出している法律案による改正後の労働者派遣法第三十条の三第一項の規定に違反した場合の当該派遣労働者の待遇については、裁判所において個別具体的な事案に即して判断されること等により決まることとなる。

北朝鮮の非核化の定義について疑義があるの
で、以下質問する。
一 政府のいう北朝鮮の非核化とは、「北朝鮮が完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で核・ミサイル計画を放棄すること」であるとの理解でよい。

平成三十年四月十一日提出
質問 第一二二二号

北朝鮮の非核化の定義に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

北朝鮮の非核化の定義に関する質問主意書
安倍総理は、平成三十年三月八日の参議院予算委員会、「我が国は、従来から、北朝鮮と意味のある対話を行うためには、北朝鮮が完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で核・ミサイル計画を放棄することにコミットし、そして非核化に向けた具体的な行動を示すことが必要との立場」であると答弁している。

二 「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」は現在でも有効なものであるとの理解でよい。

「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」（一九九二年二月十九日発効）では、「南と北は朝鮮半島を非核化することで、核戦争の危機を除去し、わが国の平和と平和統一に有利な条件と環境を造成し、アジアと世界の平和と安全に貢献するため、次のように宣言する」とし、「南と北は核兵器の試験、製造、生産、受付、保有、貯蔵、配備、使用を行わない」、「南と北は核エネルギーを、ただ平和的な目的にのみ利用する」と謳われている。

三 北朝鮮の金正恩委員長のいう非核化とは「金日成主席と金正日総書記の遺訓に基づいた朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」の立場に立つもので、「朝鮮半島の非核化」であるとの理解でよい。

「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」は現在でも有効なものであるとの理解でよい。

四 政府の「非核化」は北朝鮮の「不可逆的な方法で核・ミサイル計画を放棄する」「非核化」であり、金正恩委員長の「非核化」は、金発言でいうような「朝鮮半島の非核化」であり、韓国国内での「核兵器の試験、製造、生産、受付、保有、貯蔵、配備、使用を行わない」ことを含むと考

えられるが、政府の見解如何。

五 現在、日本政府のいう「非核化」と、北朝鮮のいう「非核化」は対象地域そのものが異なるもの

と考えるが、このような理解でよい。

六 五に関連して、日米の北朝鮮の「非核化」の定義は共有されていると考えるものの、金正恩委員長が「朝鮮半島の非核化」とは齟齬があると思われるが、今後、政府はどのような方針で

北朝鮮に「非核化」を求めていくのか。政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一九六第二二二号

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の非核化の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の非核化の定義に関する質問に対する答弁書

一及び三から六までについて

北朝鮮の意図については、政府としてお答えする立場にない。また、国際連合安全保障理事会決議第二千三百九十七号は、北朝鮮が、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で直ちに放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止するとともに、その他のいかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画も、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認しており、我が国としては、北朝鮮に対し、同決議を含む関連する国際連合安全保障理事会決議を即時かつ完全に履行するよう、強く求めているところであるが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、政府としてお答えする立場にない。

平成三十年四月十一日提出
質問 第一二二三号

政府の北朝鮮への抗議ルートに関する質問
主書

提出者 逢坂 誠二

政府の北朝鮮への抗議ルートに関する質問
主意書

平成二十九年十一月三十日、参議院外交防衛委員会、河野太郎外務大臣は、「昨日、北朝鮮が再び弾道ミサイルを発射し、国際社会の一致した問題解決への強い意思を踏みにじりました。今回の弾道ミサイル発射を受け、日本は、直ちに北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い表現で非難しました」と述べた。

平成二十九年十二月六日、衆議院外務委員会で、河野大臣は、「大和堆を含む日本海の我が国の排他的経済水域において、北朝鮮の漁船と思われる多くの船舶が違法な操業を行っている、これを確認しております。こうした状況を受けて、北京の大使館ルートを使って、北朝鮮に対して違法操業の停止、退去を指導するよう強く申し入れをしております。今年だけでも四回申し入れをいたしました」と述べている。

平成二十九年十二月五日、参議院外交防衛委員会、河野大臣は、「抗議をするルートはございます。必要ならば抗議を行います。現時点でそういう事案であるというふうにはまだ認識をしておりません」と述べ、外務省から北朝鮮への抗議をするルートの存在に言及した。

他方、「北朝鮮がミサイルを発射するたびに、日本政府は北朝鮮に対し北京の外交ルートを通じて厳重に抗議した」と報じられ、あたかも拳を振り上げて抗議したかのようですが、北朝鮮大使館にファックスを送っているだけ」との指摘が東京新聞の論説委員からなされている。

外交上交わされる文書や口頭による抗議の具体的な内容については、機微に触れるものもあるた

め、速やかな公開にはなじまないものがあるが、どのような形で日本政府が北朝鮮に抗議を行っているかについては、国民は知り、その実効性を判断し、国政選挙などの際の投票判断の材料にする立場にある。

政府の北朝鮮への抗議ルートについて確認したので、以下質問する。

一 平成二十九年十一月三十日の参議院外交防衛委員会、河野大臣のいう「直ちに北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い表現で非難」とは、どのような形でなされたのか。北朝鮮の外交官に日本政府の外交官が面談し、文書もしくは口頭で抗議を行ったのか。政府の見解如何。

二 平成二十九年十二月六日の衆議院外務委員会で河野大臣のいう「北京の大使館ルートを使って、北朝鮮に対して違法操業の停止、退去を指導するよう強く申し入れ」とは、どのような形でなされたのか。北朝鮮の外交官に日本政府の外交官が面談し、文書もしくは口頭で抗議を行ったのか。政府の見解如何。

三 平成二十九年十二月六日の衆議院外務委員会で河野大臣のいう「今年だけでも四回申し入れをいたしました」とは、どのような形でなされたのか。北朝鮮の外交官に日本政府の外交官が面談し、文書もしくは口頭で抗議を行ったのか。それそれについて政府の見解如何。

四 河野大臣のいう、「抗議をするルートはございます」というものには、北朝鮮の在外公館などにファックスを送付するということも含まれるのか。政府の見解如何。

五 岸田外務大臣および河野外務大臣の在任中、北朝鮮のミサイル発射、核実験、違法操業などの事案への抗議について、北朝鮮の在外公館などにファックスを送付するだけにとどまり、北朝鮮の外交官に面談を行っていないものはあるか。政府の見解如何。

内閣衆質一九六第二二三号
平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の北朝鮮への抗議ルートに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出政府の北朝鮮への抗議ルートに関する質問に対する答弁書

一から三までについては、在中華人民共和国日本国大使館を通じて行ったが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた。

四及び五については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えた。

平成三十年四月十一日提出
質問 第一二二四号

公務員が作成した「備忘録」の公文書管理法上の位置づけに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

公務員が作成した「備忘録」の公文書管理法上の位置づけに関する質問主意書

公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)という。第二条第四項では、「この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」と規定されている。

公務員は、職務の遂行にあつて、他の関係機関の担当者と面談し、口頭でやりとり、指示を受

けた後、帰庁後、上司や関係部署の職員に対して、面談内容の概要を共有するために、メモ、備忘録(本件文書という。)を作成し、メールなどに添付し、供覧することは欠かせない。本件文書は、面談の報告のみならず、事後の職務の遂行にあたり、繰り返し参照される場合が多い。

内閣総理大臣決定による「行政文書の管理に関するガイドライン」(「本ガイドライン」という)では、「行政機関の意思決定及び事務事業の実績に関する文書主義については、行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適正かつ効率的な運営に必要である。このため、法第四条に基づき行政機関の意思決定及び事務事業の実績に関する文書主義の原則を明確にしている。これに基づき作成された文書は「行政文書」となる」として、文書主義とともに、それに基づいて作成されたものは「行政文書」になることを示している。

本ガイドラインでは、「一般的には職員の個人的な手紙や個人的なツイッターで発信した内容が記録された媒体が、直ちに行政文書に当たるとはいえない」とするものの、他方、個人的な文書ですら行政文書に該当する余地があることを示唆する。また、「他の行政機関に対する連絡、審議会等や懇談会等のメンバーに対する連絡を電子メールを用いて行った場合は、当該電子メールの内容について、適切な媒体により行政文書として適切に保存することが必要である」と示しており、本件文書についてもこれに該当すると思料され、行政文書として適切に保存することが必要であろう。

公文書管理法上のかかる文書の位置づけについて確認したので、以下質問する。

一 本件文書のような、公務員が作成する、他の関係機関の担当者と面談し、口頭でやりとり、指示を受けた後、帰庁後、上司や関係部署の職員に対して、面談内容の概要を共有するため

の、メモ、備忘録は、公文書管理法上の「行政文書」に該当することは排除されないという理解でよい。政府の見解如何。

二 本件文書が電子メールにより公文書管理法でいう「行政機関」で複数の職員に共有された場合、「行政文書」に該当するという理解でよい。政府の見解如何。

三 本ガイドラインでいう「行政機関」の意思決定及び事務事業の実績に関する文書主義の原則を明確にしており、その業務の遂行上、必要に応じて参照されるのであれば、その意思決定の前提となる関係機関などとの協議、指示について取りまとめた本件文書は、「行政文書」に該当するとの理解でよい。政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第二二四号

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出公務員が作成した「備忘録」の公文書管理法上の位置づけに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出公務員が作成した「備忘録」の公文書管理法上の位置づけに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項において、「この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」と規定されているところ、どのような文書が「組織的に用いるもの」として行政文書に該当するかについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断する必要があるものと考えており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

平成三十年四月十二日提出
質問 第二二五号

統合型リゾートにおけるカジノの入場規制に関する質問主意書

提出者 階 猛

統合型リゾートにおけるカジノの入場規制に関する質問主意書

平成二十九年三月二十四日に特定複合観光施設区域整備推進本部（以下、ＩＲ推進本部という。）が設置され、平成二十九年四月六日から平成二十九年七月三十一日までに特定複合観光施設区域整備推進会議（以下、ＩＲ推進会議という。）が十回行われた。

ＩＲ推進会議では、統合型リゾート（以下、ＩＲという。）実施法案のベースとなる「取りまとめ」が策定され、ＩＲ推進本部に提出された。「取りまとめ」において政府は、カジノにおける依存症対策として、日本人客に入場料を課すとともに、マイナンバーカードを利用するとした。

ち、自国民が入場できるのは一か所に留まつて

いる。また、自国民が入場可能なカジノ施設である江原ランドカジノの周辺には、質屋が複数存在し、ギャンブル依存症患者が溢れている現状がある。

日本においても、自国民の入場を禁止しなければ、同様の状態になるのではない。

二 日本人や日本在住の外国人から徴収するカジノの入場料は、政府案の二千元に対し、与党案では六千元と、与党のＩＲ実施法に関するワーキングチームで決定されたと報じられている。

1 政府はこの与党案に従う予定か。
2 従うとした場合、カジノの入場料は、どのような根拠に基づき算定して政府は決定するのか。

三 日本人や日本在住の外国人のカジノの入場回数制限は、政府案においては、七日間で三回かつ二十八日間に十回までという日数とされている。

このカジノの入場回数制限は、どのような根拠に基づき算定して政府は決定するのか。
四 江原ランドカジノの営業時間は、午前十時から翌朝六時となっているが、政府が設けるカジノでは、営業時間の規制は検討しているのか。右質問する。

内閣衆質一九六第二二五号

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員階猛君提出統合型リゾートにおけるカジノの入場規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員階猛君提出統合型リゾートにおけるカジノの入場規制に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府においては、現在、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第十五号）第五条の規定において同法の施行後一年以内を目途として講じなければならないとされている法制上の措置について、御指摘の「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」（平成二十九年七月三十一日特定複合観光施設区域整備推進会議）のほか、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議（平成二十八年十二月二日衆議院内閣委員会）及び「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議（平成二十八年十二月十三日参議院内閣委員会）等を踏まえ、成案を得るべく検討中であり、お尋ねについては、その具体的内容に係るものであることから、現時点でお答えすることは困難である。

平成三十年四月十二日提出
質問 第二二六号

漫画等の海賊版サイトのブロック킹に関する質問主意書

提出者 松平 浩一

漫画等の海賊版サイトのブロック킹に関する質問主意書

報道によると、政府は国内に拠点を置くインターネット接続業者（プロバイダ等）というに對し、ネット上で漫画や雑誌を無料で読めるようにしている海賊版サイトにつき、著作権侵害を理由として接続を遮断する措置（ブロック킹）とい

う)を実施するよう要請(「本件要請」といふ)する調整に入ったと報じられている。

一方で、海賊版サイトへのプロッキングをめぐっては、憲法で保障された「通信の秘密」(「検閲の禁止」に反するという指摘が、かねてよりあがっている。また、電気通信事業法でも、プロバイダ等は「通信の秘密」を侵してはならない、と定められている。

以上を前提に、以下質問する。

一 本件要請を行う主体や手続き、法的根拠について明らかにされたい。

二 本件要請はプロッキングの対象となる具体的サイトのURL等を特定する形で行うのか。仮に本件要請が、具体的サイトのURL等を特定した要請であり、またそれがプロバイダ等に対して強制性を帯びることがあれば、憲法によって禁止される検閲に該当する虞があると思料するが、政府の見解はどうか。

三 本件要請に基づくプロッキングは、電気通信事業法に定める通信の秘密侵害罪(電気通信事業法第四条、第一百七十九条の構成要件に該当すると思料するが、政府の見解はどうか。

四 本件要請に基づくプロッキングは、緊急避難(刑法第三十七条)として違法性が阻却されるための要件である現在の危難、補充性、法益権衡の要件を満たすものでないと思料するが、政府の見解はどうか。仮に満たすとの見解である場合、その根拠をご説明いただきたい。

五 本件要請に基づきプロバイダ等がプロッキングを実施した場合、プロバイダ等に対して通信の秘密侵害罪の刑事告訴若しくは刑事訴追の可能性があり、また民事上の責任が生じる可能性があるが、当該責任はプロバイダ等が自ら負うという理解か。

六 今後、著作権のみならず他の権利侵害(名誉毀損、プライバシー侵害等)にもプロッキング

の要請の範囲を拡大していくことを視野に入れているか。

七 主要二十万回・地域(G20)において、議会での立法又は裁判所の判断に基づかず、行政がプロバイダ等によるプロッキングを要請又は命令している例があるか。仮にないと思すれば、その理由についてどのように分析しているか。

八 本件要請は、通信の秘密や検閲の禁止を定めた憲法第二十一条を侵害する虞がある要請であり、国民の基本的権利にかかわる重要な問題であるため、民主的な手続きと立法府での慎重な議論を踏まえた検討が必要と考えるが、政府の見解はどうか。右質問する。

内閣衆質一九六第二二六号

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員松平浩一君提出漫画等の海賊版サイトのプロッキングに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松平浩一君提出漫画等の海賊版サイトのプロッキングに関する質問に対する答弁書

一から四まで、六及び八について

御指摘の「本件要請」及びプロッキングの要請の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、本年四月十三日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議で決定した「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」(以下「緊急対策」といふ)において、「特に悪質な海賊版サイトのプロッキングに関する考え方」、「著作権

侵害サイトプロッキング対象ドメインについての考え方」(以下「対象ドメインについての考え方」といふ)、「国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性」等について整理し、また、いわゆる「プロッキング」について「極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない」と整理することにより、現下の特に悪質な海賊版サイトによる著作権者等の権利の深刻な侵害の更なる拡大を食い止めるため、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組が実施され得るよう、その環境を整備したところである。

五について

御指摘の「本件要請」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、緊急対策を踏まえ、「海賊版サイトのプロッキング」については、対象ドメインについての考え方に沿って、あくまで民間事業者による自主的な取組として適切に実施されることが必要となると考えている。

七について

お尋ねについては、各国等の制度の詳細な調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

平成三十年四月十二日提出
質問 第一二二七号

政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトの接続遮断要請に関する質問主意書

提出者 城井 崇

政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトの接続遮断要請に関する質問主意書

政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトの接続遮断(以下、「サイトプロッキング」といふ)を要請について、以下質問する。

一 菅官房長官より「サイトプロッキングを含めて可能性を検討している」との発言があった。サイトプロッキングについて、現時点で政府が検討している具体的内容について明らかにされたい。

二 憲法第二十一条は「通信の秘密は、これを侵してはならない」と定めている。電気通信事業法第四十条は「電気通信事業者の取扱に係る通信の秘密は、侵してはならない」と定め、同法第一百七十九条は通信の秘密の侵害に対して罰則を科している。

サイトプロッキングは、問題のあるサイトへ接続しようとした利用者だけでなく、全ての利用者の通信の秘密を知得し、窃用することによって接続を遮断するものであり、通信の秘密の侵害に該当する恐れがあると考えられる。

刑法第三十七条に定められる緊急避難によつて、サイトプロッキングの違法性が阻却されるとの見解があるが、現在の危難、補充性、法益権衡などの要件を満たさない場合には違法性は阻却されなため、通信の秘密の侵害に該当する恐れがあると考えられる。

現時点で、政府において検討されているサイトプロッキング要請の、法的な根拠について、政府の認識を明らかにされたい。

三 サイトプロッキングは、通信の秘密や通信の自由を侵害し、憲法第二十一条の定める「検閲は、これをしてはならない」に該当する恐れが

ある。法治国家原理から逸脱しないためにも、政府は、サイトブロッキング要請を行う場合には、そのための要件や手続きについて法令による慎重な制度を整備することが必要であると考え、政府の認識を明らかにされたい。

四 現在、児童ポルノに関するサイトブロッキングで多く用いられているDNSブロッキング方式は、利用者に知識があればサイトブロッキングを回避することができるとの指摘がある。そのため、DNSブロッキング方式によるサイトブロッキングを実施した場合の効果は十分ではないことが懸念される。電気通信事業者に生じる運営面の負担や、サイトブロッキングに関する訴訟提起や刑事告訴、刑事訴追の恐れなども踏まえ、サイトブロッキングにおけるDNSブロッキング方式の有効性について、政府の認識を明らかにされたい。

五 サイトブロッキングの対象は、どのような基準によって選定されるのか。また、緊急避難を理由に、政府の要請でサイトブロッキングの対象範囲を拡大し、遮断を求められる事態が起きかねないとの指摘がある。緊急避難を理由に、政府の要請で、サイトブロッキングの対象範囲を拡大し、遮断を求めることがあるのか。政府の認識を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一九六第二二七号

平成三十年四月二十日

内閣総理大臣臨時代理 菅 義偉
国 務 大 臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトの接続遮断要請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出政府において検討されているプロバイダに対する著作権侵害サイトの接続遮断要請に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

御指摘の「サイトブロッキング要請」及び「政府の要請」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、本年四月十三日の知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議で決定した「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」において、「特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方」、「著作権侵害サイトブロッキング対象ドメインについての考え方」、「国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性」等について整理し、また、いわゆる「ブロッキング」について「極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない」と整理することにより、現下の特に悪質な海賊版サイトによる著作権者等の権利の深刻な侵害の更なる拡大を食い止めるため、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、民間事業者による自主的な取組が実施され得るよう、その環境を整備したところである。

四について

いわゆる「ブロッキング」の方法を含め、その実施については、民間事業者において自主的に判断されるものと考えており、お尋ねの「サイトブロッキングにおけるDNSブロッキング方式の有効性」について、政府としてお答えする立場にない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一一八円 一一〇円